○農林水産省告示第千九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字岩下山丙一一の三、丙一五、丙二五から丙二七まで、丙三〇、丙三一、丙三四、丙三六、字岩下大平丙四四、丙五七、丙七一、丙七五、丙七七から丙八〇まで、丙九六の一、丙九六の二、丙九八の一、丙九九の一、字一ノ坂丙一〇七、丙一一六、丙一二一の一、丙一二一の四、丙一二八の二、丙一三二、丙一八五の二、字苗代平丙二七五、丙二七九、丙二八〇、丙二八四、丙二九一、丙二九二、字垣内丙三三五、丙三四八、丙三五八の一、丙三六一の二、丙三六二、丙三六五の二、丙三六六、丙三六七、丙三七一、丙三七六、丙三八三、字熊川内丙三八五の三、丙三八五の五から丙三八五の七まで、丙三八五の一二、丙三八五の二七、丙三八五の三一、丙三八五の三二、丙三九七、丙四〇一の六、丙四〇七から丙四〇九まで、字落木場丙四二〇の一、丙四三五、丙四三六、丙四五一の一、丙四五二の二、丙四五二の四、丙四五二の六、丙四六八の一、丙四六八の二、字鏡山丙四七二の二、丙四七二の四、丙四八四、字樫ノ尾乙二八六三の六、乙二八六四の一、乙二八六四の二、乙二八六五、乙二八六六の一、乙二八七四の一、乙二八七七の一から乙二八七七の三まで、乙二八九九、乙二九二七の二、乙二九二七の三、乙二九四八の二、乙二九五五の二、字枯木乙三〇三五、乙三〇四四の六、乙三〇四四の一二、乙三〇四九、乙三〇七〇の一、乙三〇八三、乙三〇八四の一、乙三〇八四の三、乙三〇九一の一、乙三〇九三の一、乙三〇九七の一、乙三一〇七の二、字椎場乙三一二〇の二、乙三一二〇の三、乙三一二〇の一一、乙三一二〇の一四から乙三一二〇の一七まで、乙三一二〇の一九、乙三一二〇の二一、乙三一二〇の二五、乙三一二〇の二八、乙三一三七の五、乙三一三八の一、乙三一四二、乙三一四六の一、乙三一四九の二、乙三一五六、乙三一六一の一、乙三二〇三、乙三二〇五、乙三二〇七、乙三二一四の二、乙三二一六の一、乙三二一六の二、乙三二一九の一、乙三二二六、乙三二二九、乙三二三〇、乙三二三五、乙三二三七、乙三二三八、乙三二三九、乙三三五二、乙三三五七、字長葉山乙三四〇〇の二、乙三四〇二、乙三四〇六、乙三四一〇、乙三四四七の二、乙三四五四の一、字船蔵乙三四六七、乙三四八三、乙三四九四、字竹ノ木場乙三五〇一、乙三五〇四の二、乙三五〇六、乙三五一三、乙三五一九、乙三五二〇の七、乙三五二四、乙三五四二、乙三五四三、乙三五五四、乙三五五七の二、乙三五五八、乙三五六三、乙三五六四、乙三五七三の一、字岩下乙三七〇四、乙三七〇八、乙三七三六の二、乙三七三七、乙三七三八、乙三七七六、乙三七八一の一、乙三七八二の一、乙三七八二の二、乙三七八二の四、乙三七八四、乙三七八七、乙三八〇七、乙三八一〇の二、乙三八一〇の三、乙三八二二の五、乙三八一八、字岩谷山乙三八二六の二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町竹原字岩ケ谷一五二〇から一五二四まで、一五二七の一、一五二七の四、一五二八から一五三〇まで、一五四二から一五五〇まで、一五五〇の一、一五五一から一五五三まで、一五五六、一五五七、一五五九から一五六九まで、一五六七の一、一五六七の二、一五七三の四、一五七三の五、一五七三の七、一五七三の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町竹原字鳥首一四五三、一四五四の一から一四五四の八まで、一四五五から一四五八まで、一四五九の一、一四五九の二、一四六〇から一四六三まで、一四六六から一四七二まで、一四七五、一四七六の一、一四七六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字ヤナヲ一三四、一三五、字東山一三七、一四三、一四三の一、一四八、一五二、一五二の一、一五三、一五六、一五七、字おくか立一六一、字南垣内三六九、三六九の一、字大平三七二の一、三七二から三七五まで、三七七から三九七まで、三九二の一、三九六の一、三九八の二から三九八の四まで、三九八の六から三九八の九まで、三九八の一一、三九八の一三から三九八の一五まで、字いも山四〇一から四〇三まで、四〇五、四〇七の一、四〇八の一、四〇九から四一四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字椋廣三二八五の一、三三五〇の一、三三五〇の二、三三五一、三三五一の一、三三五三から三三七六まで、三三五九の一、三三七七の一、三三七七の二、字大鹿三三八〇の一、三三八一、三三九二から三三九六まで、三三九五の一、三三九六の一、三三九七の一、三三九七の二、三四一三、三四一五の一、三四一五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）